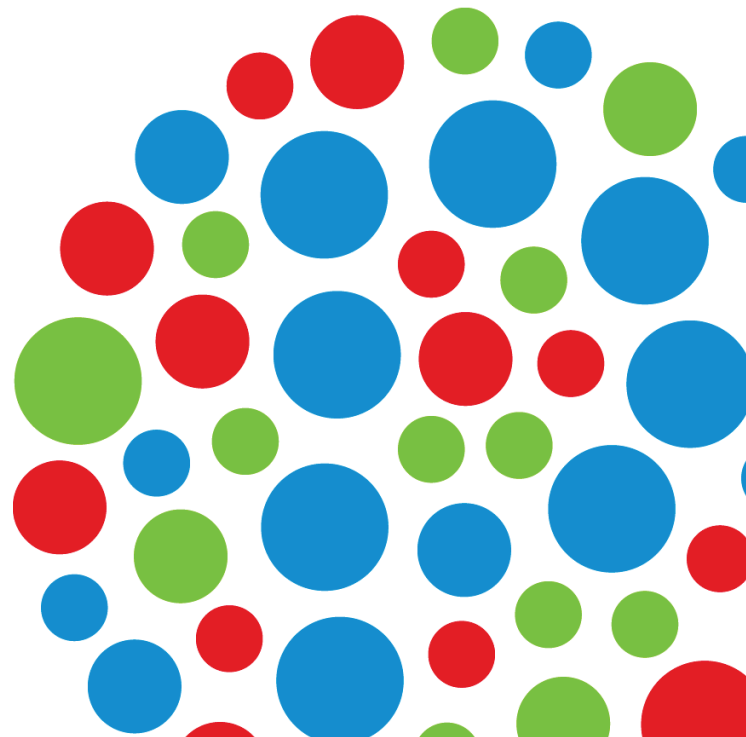


ゴールデン・レジデンス・パーミット・プログラム (ゴールデン・ビザ)

あなたの投資を歓迎いたします。



aicep Portugal Global



GOVERNO DE
PORTUGAL

MINISTÉRIO DOS NEGÓCIOS
ESTRANGEIROS

SEF

SERVIÇO
DE ESTRANGEIROS
E FRONTEIRAS

ゴールデン・レジデンス・パーミット 3
(ゴールデン・ビザ)について

目的
適用の対象 4

投資
必要条件 5

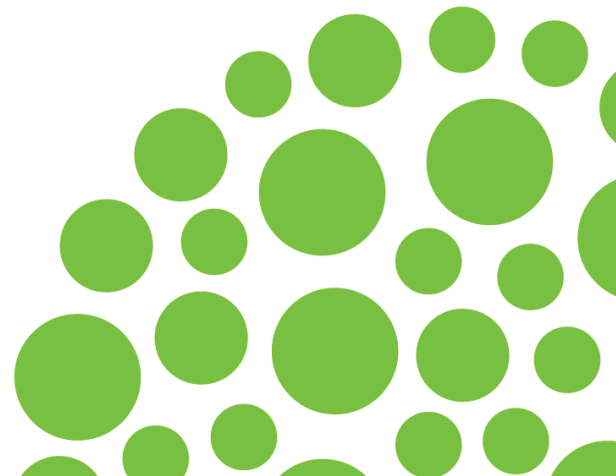
プログラムの期限 6

どこで申請するか 7

更なる必要事項 8

更なる利点 9

終わりに 10



ゴールデン・レジデンス・パーミット (ゴールデン・ビザ)

この新しい法制度は、2012年10月8日に施行されました。

外務省により、領事部、ポルトガル投資貿易振興庁
(AICEP)およびポルトガル移民管理局(SEF)を通して展開。

(現行の法律: 法令23/2007 7/4更新、法令29/2012 8/9更新、法令63/2015 6/30更新、
規制法令15-A/2015 9/2更新)



目的

外国からの投資の促進

安全な場所での居住、
旅行の機会を提供

公平でバランスの良い
提携の場を提供

適用の対象

EU諸国以外の国民で、ポルトガルでの投資活動を求めている国民



投資の必要条件

金銭上の条件

1. 100万€以上の資本投資*
2. 50万€以上の不動産投資** / ***
3. 10名のフルタイムあるいは同等の雇用の創出***
4. 都市再生対象地域内、あるいは築30年以上の不動産の改装及び購入。不動産と改装作業代合わせて35万€以上であること** / ***
5. 科学技術の研究活動支援として35万€以上の資本金の移動 ***
6. 芸術や文化活動支援として、25万€以上の資本金の移動 ***
7. 中小企業の資本化に向けたベンチャー・キャピタル・ファンドまたは株式取得の為、50万€以上の資本金の移動

必要な書類

1. ファンドの投資あるいは送金を示した銀行取引明細書、金融投資申告書、のいずれか
2. (不動産)権利書と(不動産)売買契約書
3. 社会保障の領収書
4. (不動産)権利書、(不動産)売買契約書と復興プロジェクトの政府の認証
5. 公的あるいは民間調査機関による公式声明書
6. 公共あるいは民間団体による公式声明書
7. 監査機関による公式声明書

* この投資は、ポルトガル金融機関において、また、ポルトガル公債、有価証券購入において保証金とすることができる。

** 共同所有者それぞれの投資が法定額を満たしている場合、不動産の共有が可能。

*** 低密度地域とみなされた地域においては投資の必要条件は20%低くなり得る。(Level NUTS IIIの地域: 人口密度100人/km²以下、あるいは一人当たりのGDPが国家平均の75%以下)

プログラムの期限

ゴールデン・レジデンス・パーミット(ゴールデンビザ)は 初回は一時的居住権として1年間有効、その後続けて2年の期限で、2回の更新が可能。

初回申請以降:

- + 5年後、投資家は一時的居住権を2年延長するか、永住権を申請することができる。
- + 6年後、全ての法的条件が満たされた場合、投資家は、ポルトガルの市民権を選択することができる。



どこで申請するか

事前登録をする : <http://ari.sef.pt>

法定代理人を通す場合はこちら:

<http://ari.sef.pt/Account/RegistoRepresentanteLegal.aspx>

そして

最寄りの地方局またはポルトガル移民管理局(SEF)の支所に予約を入れた上、本人あるいは法定代理人が申請書を届け出る。



更なる必要事項

書類:

- + パスポート又は他の有効な渡航文書
- + ポルトガル入国あるいは永住の法的証明書
- + 健康保険証書
- + ポルトガルにおける犯罪歴の確認を許可する表明書
- + 出生国政府発行あるいは1年以上在留する国の政府発行の無犯罪証明書
- + 税と社会保障の無債務証明書

申請者が遵守すべき条件:

- + 5年以上の投資の継続
- + 居住1年目には、7日間以上ポルトガルに滞在すること。2年目以降、2年間で合計14日以上滞在すること。

更なる利点

申請者が有する権利:

- + 家族呼び寄せ制度により、家族(一親等)の居住許可の申請
- + 合法的なポルトガルでの就労
- + シェンゲン協定加盟国地域内の旅行(移動)

さらに、ゴールデン・レジデンス・パーミット(ゴールデンビザ)所有者は、他の法的条件を全て満たした場合、永住権、あるいはポルトガル市民権を選択することができる。*

* P6の記載を参照

あなたの投資を歓迎いたします。

詳細な情報はこちら:

Portuguese Communities

www.portaldascomunidades.mne.pt

aicep Portugal Global – Trade & Investment Agency

portugalglobal.pt

ポルトガル移民管理局

Portuguese Immigration and Borders Service

www.sef.pt



aicep Portugal Global



MINISTÉRIO DOS NEGÓCIOS
ESTRANGEIROS

